

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、佐賀市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

令和2年7月29日

佐賀県知事 山口 祥義

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
セカンドストリート佐賀兵庫店  
佐賀県佐賀市兵庫南四丁目332番地
- 2 届出の内容
  - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
  - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - ① 駐輪場の位置及び収容台数
    - ② 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見書の縦覧
  - (1) 縦覧場所  
佐賀県産業労働部産業政策課
  - (2) 縦覧期間  
令和2年7月29日から  
令和2年8月29日まで